

「三重の木」認証製材工場検査要領

(目的)

第1 この要領は、「三重の木」の品質を確保するため、認証製材工場の現地検査を実施するがその方法その他の事項について定める。

(現地検査)

第2 現地検査は、認証製材工場が申請どおりに製造・品質管理及び選別を行っているか確認・検査するものである。

(検査実施)

第3 現地検査は、原則として年1回以上実施する。
但し、検査又は確認の必要が生じた場合にあっては、適宜実施するものとする。

(検査項目)

第4 現地検査において、次の項目を検査するものとする。

- (1) 原木及び木材製品の仕分け状況
- (2) 認証製材工場の製造工程
- (3) 「三重の木」の保管状況
- (4) 「三重の木」の品質基準
- (5) 品質管理記録簿等の書類の整備、保管状況

(検査方法)

第5 製品検査は、抜取法によって実施する。

- (1) 品質検査の抽出割合は、次表のとおりとする。

荷口の本数	抽出数	合格とする数
～ 280	32	29
281 ～ 500	50	45
501 ～ 1,200	80	72
1,201 ～	125	113

- (2) 寸法検査 5本

- (3) 含水率 5本

第6 書類検査は、出荷した「三重の木」について、内部規程に基づき品質管理されているか、品質管理記録簿等の書類により検査する。

(検査の内容)

第7 検査については、検査員により別紙様式に基づいて検査し、協議会会長に報告するものとする。

(検査旅費)

第8 県外事業者については、検査員が行う現地調査に要する旅費の実費を負担するものとする。